

各種医療のお知らせ

■福祉医療受給者証の更新について

福祉医療受給者証は次のとおり有効期限があります。
まだ更新手続きをされていない方は、早急に手続きをしてください。

- ・母子家庭等医療費受給者証…………… 7月31日
- ・障害者医療費受給者証…………… 3年ごとの7月31日(一部の方を除く)
- ・後期高齢者福祉医療費受給者証…………… 7月31日(一部の方を除く)

各種医療制度

健康の保持・増進を図るため、次の方々に医療費を支給しています。

制 度	対 象 者	その他
子ども医療	中学校卒業までの子どもの保護者 ・小学校卒業まで……通院・入院医療費の自己負担額を支給 ・中学生……………入院医療費の自己負担額を支給	所得制限なし
障害者医療	①身体障害者の方 ・1～3級 ・4級(腎臓機能障害) ・4～6級(進行性筋萎縮症) ②知能指数50以下の方 ③自閉症状群と診断されている方	所得制限なし
母子家庭等医療	①18歳以下の方を現に扶養している配偶者のない女子および配偶者のない男子 ②母子家庭の母および父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の方 ③父母のいない18歳以下の方	所得制限あり
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療の対象者のうち ①障害者、精神障害者の各医療該当者 ②母子家庭等医療該当者 ③戦傷病者手帳所持者 ④独り暮らし、寝たきり、認知症該当者 ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健法による命令入所該当者	①所得制限なし ②所得制限あり ③所得制限あり ④町民税非課税世帯 ⑤所得制限なし
精神障害者医療	精神障害者の方 ※精神障害者保健福祉手帳所持者に限る(通院の場合は自立支援医療受給者に限る) ・1・2級手帳所持者…精神的な病気治療の通院・入院医療費の自己負担額の全額を助成 ・3級手帳所持者……精神的な病気治療の通院・入院医療費の自己負担額の2分の1を助成	所得制限なし

■各種医療制度を受給している方へ

届け出に必要なもの

- ・氏名、住所を変更された方……………受給者証、印鑑
- ・保険証の内容に変更があった方…受給者証、健康保険証、印鑑

申請に必要なもの

- ・子ども医療の受給者で、中学生の入院された方および県外の医療機関で受診された方
……領収書、受給者証、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの
- ・障害者、母子家庭等、精神障害者医療および後期高齢者福祉医療の受給者で、県外の医療機関で受診された方
……領収書、受給者証、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの
- ・精神障害者医療の受給者で、1・2級手帳所持者の精神的な病気治療の入院医療費および3級手帳所持者の精神的な病気治療の通院・入院医療費
……領収書、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの、通院医療費の方は自立支援医療受給者証

問い合わせ先 役場 保険医療課 内線 171